

鳥栖市生活排水処理基本計画（案）

概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）において、地方自治体は長期的視点に立って生活排水の処理対策を定めることとされている。

本市では公共下水道を整備し、また、合併処理浄化槽の設置補助を行い、公共用水域の水質改善や市民生活における生活衛生の確保に努めている。

この度、当該計画の見直し時期となっていることから、次のとおり改訂を行いたい。

1. 鳥栖市の概略

本市の生活排水は、市街地とその周辺地域の約2,290ヘクタールを「公共下水道処理区域」とし、下水道が利用可能となっているほか、中山間地域などの一部区域では浄化槽による生活排水処理を行う「浄化槽処理区域」となっている。

これにより市内の生活排水は、公共下水道、合併処理浄化槽のいずれかにより浄化され、公共水域へ排出される計画となっている。

2. 基本方針

- 市内全域の生活排水全量を、公共下水道、合併処理浄化槽のいずれかにて処理することを目標とする。
- 目標年度は、10年後の令和17年度とする。

3. 生活排水の排出状況

- 市全域では、93.8%が生活排水の適正処理を行っている。（公共下水道または合併処理浄化槽による）
- 公共下水道処理区域では、6.2%が単独処理浄化槽または汲み取りを利用している。
- 浄化槽処理区域では、10.0%が単独処理浄化槽または汲み取りを利用している。

4. 処理計画の目標

- 令和17年度において生活排水処理率を、93.8→96.0%まで向上させることを目指し、汲み取りおよび単独処理浄化槽を公共下水道または合併処理浄化槽に取り込むため周知徹底に努める。